

令和8年度静岡県生活困窮者等就労準備支援事業(合宿型) 委託事業者選定事務実施要領

1 趣旨

この要領は、令和8年度静岡県生活困窮者等就労準備支援事業(合宿型)に係る委託事業者の選定に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の目的

生活リズムが崩れている等の理由により就労の準備が整っていない生活保護受給者及び生活困窮者(以下「生活困窮者等」という。)に対し、就労に向けた準備としての基礎能力の形成を行い、就労による自立の促進を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月23日まで

4 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則(平成27年省令第16号)第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 委託業務の内容

生活困窮者等に対し、合宿型の集団生活訓練及び認定就労訓練事業者等を活用し、就労に向けた基礎能力の形成を行う。詳細は別添仕様書による。

6 委託額

委託業務に係る委託額は、2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)を上限とする。

7 事業の周知

県ホームページへの掲載

令和8年5月8日に県公報に掲載する。

8 業者選定方法

- (1) 委託業者の選定は、別添「令和8年度静岡県生活困窮者等就労準備支援事業（合宿型）委託事業者選定に係る企画提案審査要領」により提出書類及び説明内容を総合的に審査して決定する公募型企画提案競技方式により行う。
- (2) 審査
 - ア 開催日：令和8年6月2日（火）午前を予定
 - イ 結果通知：契約予定者に特定された者に対しては、令和8年6月5日（金）までに、特定された旨を文書にて通知する。
特定されなかった者に対しては、令和8年6月5日（金）までに、特定されなかった旨とその理由を文書にて通知する。

9 特定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 特定されなかった者は、その理由について説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明を求める場合には、令和8年6月12日（金）までに書面（様式自由）を提出すること。メールによるデータの提出でも受け付ける。
- (3) 説明を求められたときは、説明を求めた者に対し、令和8年6月19日（金）までに書面により回答する。
- (4) (2)の書面の提出先は、下記18とする。

10 提出書類

- (1) 令和8年度静岡県生活困窮者等就労準備支援事業（合宿型）委託業務応募申込書（様式第1号）
- (2) 応募者概要説明書（様式第2号）
- (3) 事業計画書（様式第3号）
- (4) 委託業務見積書（様式第4号）
- (5) 複数事業者による共同体での参加申込みの場合は、共同体の構成員を記載した書類、共同体協定書（(案)を含む。）の写し、委任状（様式第5号）

11 提出書類様式

- (1) 用紙はA4判、縦方向、横書き片面記載、ホチキス左方1箇所綴じ（製本テープは使用しない。）とする。
なお、A4判に収まらない図表などがある場合には、A3判も可とする。
- (2) 枚数は制限なしとする。
- (3) 文章のほか、イラスト、写真等の使用も可とする。

12 提出部数

上の「10 提出書類」を7部ずつ提出すること。（ただし、正本1部及びその写し6部とする。）

13 提出方法

書類は、書留郵便又は持参により提出すること。

14 提出期限

令和8年5月28日（木）（必着）

15 選定基準

選定の主な基準として、次の事項を重視し総合的に判断する。

- (1) 事業の実施手法は、具体性、妥当性、実現可能性があり優れており、かつ確実に成果を上げることが期待できるものか。
- (2) 事業執行に必要な知識を持った支援員等を確実に確保することができるか。
- (3) 事業実施スケジュールは、確実な実行を期待できるものか。
- (4) 個人情報管理の徹底を含めた十分な事業実施体制が構築できるか。
- (5) 事業実施に係る見積価格は適正か。
- (6) 社会的取組（男女共同参画、障害者雇用、子育て支援、健康経営、環境マネジメント等に係る取組）に積極的か。

16 本実施要領及び仕様書に関する質問

- (1) 受付日時：令和8年5月8日（金）午前8時30分から令和8年5月22日（金）午後5時まで
- (2) 提出方法：下記の間合せ先に電子メールで提出すること。
- (3) 回答方法：事務的な事項を除き、本実施要領及び仕様書を配付した者全員に電子メールにて回答する。

17 留意事項

- (1) 公募型企画提案競技に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、提出書類等は原則として返却しない。
- (3) 採用する企画提案書の使用権は、静岡県に帰属する。
- (4) 受領した提出資料の差替え及び再提出はできない。

18 問合せ先・応募受付先

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課 生活保護班

住 所 〒420 - 8601 静岡市葵区追手町9番6号

電 話 054-221-2326

E-mail chifuku@pref.shizuoka.lg.jp